

# 長岡市請負工事成績評価等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、長岡市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の成績の評価及び評定に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評価及び評定を行い、もって工事の適正な執行に資することを目的とする。

(評価者)

第2条 工事の成績を評価する者（以下「評価者」という。）は、監督員、担当係長又は総括主査並びに検査員とする。

(評価の方法)

第3条 工事の成績の評価は、工事成績評定書（別記様式）の考査項目ごとの考査基準に基づき、評価者が当該工事を確認したうえで、独立して適確かつ公正に点数（以下「評定点」という。）を付与するものとする。

2 前項の考査基準は、新潟県が定める「土木部請負工事成績評定実施要領」第4条に定める評定の方法を標準とする。

(評定者)

第4条 工事の成績を評定する者（以下「評定者」という。）は、検査員とする。

(評定の方法)

第5条 工事の成績の評定は、第3条の規定に基づき評価された評定点の総計により、工事成績評定書の評定基準に基づき行うものとする。

(評定の結果の通知)

第6条 市長は、評定者から評定書の提出があったときは、遅滞なく当該工事の請負者に対して、当該評定の結果を通知するものとする。

(説明請求等)

第7条 前条の規定により通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、市長に対して、評定の内容について書面により説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(不良工事等の報告)

第8条 評定者は、次の各号のいずれかに該当する工事があるときは、速やかに契約検査課長に通知するものとする。

- (1) 出来形が不良な工事
- (2) 有償延期をした工事
- (3) 不正工事と認められた工事

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この要領の施行日前においてなされた評価及び評定は、それぞれこの要領によりなされたものとみなす。

(改正・施行)

平成元年2月1日	一部改正・同日施行
平成11年4月1日	一部改正・同日施行
平成12年4月1日	一部改正・同日施行
平成24年4月1日	一部改正・同日施行